

仕 様 書

規 格	灯油 日本産業規格 1 号
購入予定数量	47,000リットル (注) 予定数量はあくまで見込であり、保証するものではありません。
給油方法	下記のタンクに注文に応じて給油するものとする。 ・ 消防学校 地下タンク (容量: 10,000ℓ) ・ 防災学習館 地下タンク (容量: 1,500ℓ) ・ その他 (ポリタンク 15 缶、ジェットヒーター10 台) ※冬期間のみ
支払い方法	・ 代金の支払いは1ヵ月毎の精算払とし、納入者は、月の初日から末日までの給油した灯油の量を取りまとめ、山形県消防学校長にあてて月毎に請求する。 ・ 山形県消防学校長は請求書受理日から 30 日以内に指定の口座に請求金額を支払う。
そ の 他	市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。 (価格は税抜) (1) 前回契約価格決定時の指標価格 (経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査: 山形地域の灯油 (配達)) と現行の指標価格に 2 円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申出を行うことができる。 (2) 変更契約額 (増減額) は、前回契約決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額 (増減額) の算定においては、指標価格の増減額の小数点第 2 位を四捨五入するものとする。 (3) 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額 (端数処理による誤差を除く) とする。 (4) 変更契約を行う日は、協議の申し出があった日の翌月 1 日とする。 (5) 上記 (4) の基準等によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。